

氷見市スポットワーク活用促進事業補助金

○補助金の趣旨と目的



深刻な人材不足の解消

市内企業が直面する労働力不足を、短時間の柔軟な雇用形態「スポットワーク」の活用によって解決します。スキマ時間の労働力を掘り起こし、市内経済の持続的な成長を支援します。



民間サービスの活用支援

スポットワーク仲介サービスを利用する中小企業等に対し、その利用手数料の一部を市が補助します。採用コストの負担を軽減することで、デジタル化された新たな求人手手段の導入を促進します。

○補助対象者

- ☑氷見市内に事業所があること。
- ☑スポットワーク仲介サービスを利用して、雇用契約を締結した者の就業場所が氷見市内であること。
- ☑中小企業者、商工会議所、社会福祉・NPO法人 等
- ☑同一の申請内容で他の機関（から他の補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。 等

○補助金額、補助率、対象期間、対象経費

補助金額：50,000円（※1事業者につき1回を限度とします）

補助率：1 / 2

対象期間：令和8年4月1日～令和9年2月28日まで

対象経費：スポットワーク仲介サービス利用手数料

（ただし、消費税、地方消費税、振込手数料は除きます。）

お問合せ先：氷見市産業振興部商工観光課 0766-74-8105

shokokanko@city.himi.lg.jp

この補助金は国の「重点支援地方交付金」を活用しております。